

令和2年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和2年3月6日（金） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定について
議第23号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定について
議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定について
議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（7名）

1番 鈴木好彦君	2番 高田晃君
3番 小杉和也君	4番 板垣一徳君
5番 嵩岡輝夫君	8番 小杉武仁君
9番 鈴木いせ子君	
- 5 欠席委員（1名）

6番 佐藤重陽君

- 6 傍聴議員（5名）

稲葉久美子君	渡辺昌君	木村貞雄君
大滝国吉君	山田勉君	
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	菅原明君
同課教育総務室長	船山幸文君（課長補佐）
同課教育総務室係長	中村繭子君
同課教育総務室主査	小田貴文君
同課学校施設係副参事	園部裕昭君
同課村上教育事務所長	五十嵐忠幸君
同課荒川教育事務所長	土田孝君
同課神林教育事務所長	田村富夫君
同課朝日教育事務所長	百武靖之君
同課山北教育事務所長	渡辺律子君
生涯学習課長	板垣敏幸君
同課課長補佐	加藤涉君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君（課長補佐）
同課社会教育推進室係長	鈴木恵美君
同課スポーツ推進室長	永田満君（課長補佐）
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君（課長補佐）

同課文化行政推進室係長	竹 内 裕 君
同課教育情報センター長	大 倉 佳 代 君 (課長補佐)
同課教育情報センター係長	高 橋 章 宏 君
同課教育情報センター係長	本 保 美 穂 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
次 長	内 山 治 夫

(午前9時59分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第13 議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 板垣敏幸君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 おはようございます。それでは、議第22号 村上市史跡村上城跡整備委員会条例制定についてである。本案については、史跡村上城跡の適切な保存及び整備並びに有効な活用に関し必要な事項を調査、審議するため、条例制定するものである。条例の概要といたしては、委員会の名称は史跡村上城跡整備委員会とし、史跡村上城跡保存活用計画及び史跡村上城跡整備基本計画に基づく保存、整備、活用事業の実施に関することなどを委員会の所掌事務としている。委員会の構成は10人以内とし、学識経験者、関係団体等から教育委員会が委嘱、任期は2年としている。そのほか委員長、副委員長の選任、会議の招集、議決の方法、部会の設置など委員会の運営に関し必要な事項を定めている。条例の施行日は、令和2年4月1日である。以上、よろしく願います。

(質 疑)

小杉 和也 おはようございます。この委員会条例、できてすごくいいなと思うのだけれども、この設置の理由と言えば変だけれども、何か国、県から指導があったとか、そういうことはあるのだろうか。

生涯学習課長 特に国、県のほうからの指導というようなことではなく、今回ほかの職員のほうの任用の関係で地方公務員法と地方自治法の一部改正する法律によって、会計年度任用職員制度が導入された件があるが、これに伴って史跡村上城跡整備委員会の委員についても、非常勤特別職というような形の位置づけになる。そういう形の任用に基づくもの、それから今回史跡の保存活用計画のほうを策定いたして、これに基づいて今後具体的な振興管理等々やっていくというような調査、審議をするというような委員会組織になるものだから、きちんとした条例設定をした委員会として整備すべきというような判断のもとに今回条例を提案させていただいた。

小杉 和也 3条のところで10名以内というのがあるのだけれども、この10名の根拠は何だ。
生涯学習課長 選出区分においては、そちらのほうに記載してあるけれども、学識経験者や関係団体というようなことで考えている。それぞれ専門分野の中から歴史分野、それから考古分野、都市計画、それから植物等の専門分野から、それから地元の関係団体と

いうことで保存会、それから郷土史の関係等々含めて10人程度ということで想定をしている。

小杉 和也 この後23条でも同じような委員会の提案がされているわけけれども、今言った植物とかいろいろそういうのの専門家という方も言われたけれども、ダブることはないという理解でいいか、次の条例の委員会とこの今提案している委員会と。

生涯学習課長 文化行政推進室長に答弁いたさせる。

文化行政推進室長 数名の方ダブっている。

小杉 和也 その辺支障はないか。

文化行政推進室長 どちらも、村上市の中の歴史的な史跡としてやっているの、支障はない。逆に例えば平林の委員が村上知っていると、逆にプラスになることがあると思う。

小杉 和也 では、全てこの委員は市内の方というわけではないという理解でいいか。

文化行政推進室長 そうだ。

板垣 一徳 これ課長、いわゆるお城山、村上城の保存会、村田さんやっているよね。これ行政に一部このお城を守るということを移譲するというような話はあるのか。どこまで今進んでいるのか、そちら。

生涯学習課長 村上城跡については、現在村上城跡保存育英会が所有、全部ではないが、行政のほうの部分の所有もあるけれども、ほとんどがその保存育英会が所有している。ただ、育英会についても、なかなかその管理が非常に難しくなっているというようなお話はいただいている。具体的な時期等については明言されていないが、いずれ自分たちが維持管理できなくなった場合は、行政のほうで何とかしてほしいというようなお話は一部でいただいているという状況である。

板垣 一徳 そういふこれだけの村上市にとっては大変な城跡であるので、ぜひだんだん、だんだん年がたって、保存していくのはなかなか難しいと思うのだ、保存会が。だから、行政にそういうお話があるときは行政で引き受けて、そして将来はここへ城を建てるくらいの意見を持ってやっぱりやってもらいたいと思う。

生涯学習課長 育英会さんのほうとは、年2回ほど定期的に意見交換の場を設けていて、いろんな情報交換、そして今後のことについてもいろいろ話し合いをさせていただいているので、またいろいろ情報交換させていただきたいと考えている。

鈴木 好彦 小杉委員の質問と重なるかもしれないけれども、この活用計画、それから整備基本計画、これはいつごろから存在した計画なのだろう。

生涯学習課長 村上城跡の整備基本計画については、平成10年の3月に策定をしている。これについては来年度、令和2年度に見直しの作業に入る。現在保存活用計画というものを今策定をしていて、具体的なその基本計画をベースにして今度保存活用、具体的な活用の計画等を今策定をしているという状況で、この2本立てでこの村上城跡の整備を進めていくという考え方である。

嵩岡 輝夫 有効活用ということで一応目的の中に入っているということをおっしゃっていただけれども、国指定の文化財ということで、文化庁の管轄というふうに聞いているけれども、有効活用を市独自のこの委員会条例の中だけで決定というか、方向性を定めるということは可能か。

生涯学習課長 文化行政推進室長に答弁いたさせる。

文化行政推進室長 今のご質問けれども、もともと計画策定については、文化庁並びに別の策定委員会でこれから市民の方に向けて説明、意見聴取をしようと思っている。実際に計画策定後、それについては皆様のご意見をいただいて策定した計画の中で整備委

員会の中でやっていくということで考えている。

(何事か呼ぶ者あり)

文化行政推進室長 失礼いたしました。文化庁については報告いたす。その後、申請の手続きをとって行う予定である。

嵩岡 輝夫 その手続きを経ればこの城跡がいわゆる有効活用ができるというふうに考えてよろしいのだろうか。

文化行政推進室長 そうだ。

生涯学習課長 済みません、補足をいたすが、この保存活用計画を策定したということで、全て村上市のほうが活用の事業を実施できるということではなく、あくまでもいろんな整備なり事業を推進するには、今までどおり文化庁のほうの許可が必要なものであるということであるが、文化庁のほうにこういう事業を計画的に進めるよということで一旦承認をいただいて、個々具体的な事業に関しては、またその都度文化庁と協議をしながら事業を進めるというようなことになる。

嵩岡 輝夫 そうすると、観光事業とかそういういわゆる史跡保存に限らず、その観光資源としての利用も活用としては可能性が十分、文化庁とのいろんな承認、報告を含めてその中ではあるけれども、可能ということでよろしいのか。

生涯学習課長 基本的には国の史跡であるので、遺構を保存するというふうな第一義的な目的もあるので、遺構は壊さないような形の中でその今の村上城跡を利活用していくということで、当然観光面での利活用というふうな部分もあるが、そこに建物を、遺跡の部分に建物を建てるとか、そういう部分については、これまでどおり文化庁のほうの規制がかかるが、そこを活用しているいろんなソフト事業だとかというふうな形のもの利活用については、今後いろんな使い方ができるものと考えている。

高田 晃 今課長の説明の中で、この条例制定の理由がわかった。今まで設置要綱で運用していたのだが、その設置要綱と本条例余り内容的にはそんなに違いがないのかなというふうに思うのだけれども、1点だけ。保存活用計画、今策定中だということだが、以前あった保存管理計画との兼ね合いというのはどんなふうになっているのか。

文化行政推進室長 おっしゃるとおり、以前は保存管理計画だったのだけれども、文化庁のほうで保存活用計画ということで名前が変わって、つくり方も細かく指導あったので、そのように変えた。

高田 晃 わかった。もう一点、これ今までの議員さんの意見と重複するかもしれないが、今村上城跡史跡指定されて数十年なるが、その管理者である育英会の方々、私も去年ちょっとその村田先生とお話ししたときに、相当やっぱり育英会のほうでも将来のことを不安視していると。財源もだんだん、だんだん減少しつつある。あそこの管理を移譲するのは多分村上市しかないだろうと、厳密に言うと。そういったことで、非常に強い願いがあるようなので、早目にその辺の育英会との調整を、多分向こうも市との協議の場を待っていると思うので、ぜひその辺は早目に進めてほしいなというのと、やっぱり整備計画の中で、これも議会の中で再三出てきたけれども、いわゆる遺構の保存もそうだけれども、やっぱり石垣を何とかその観光に生かせないかなというふうなことでの要望も、市民の中からもそういう要望があるので、活用計画の中でその辺も検討していただければなというふうに要望しておく。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第23号 村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 それでは、議第23号である。村上市史跡平林城跡整備委員会条例制定についてである。本案については、史跡平林城跡の適切な保存及び整備並びに有効な活用に関して必要な事項を調査、審議するため、条例制定するものである。条例の概要といたしては、委員会の名称は史跡平林城跡整備委員会、史跡平林城跡保存活用計画及び史跡平林城跡整備基本計画に基づく保存、整備、活用の事業の実施に関する事などを委員会の所掌事務としている。委員会の構成は10人以内とし、学識経験者、関係団体等から教育委員会が委嘱し、任期は2年間としている。そのほか委員長、副委員長の選任、会議の招集、議決の方法、部会の設置など委員会の運営に関し必要な事項を定めている。条例の施行日は、令和2年4月1日である。以上、よろしくお願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第15 議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 それでは、議第24号 村上市村上祭保存修理委員会条例制定についてである。本案については、重要無形民俗文化財の指定を受けた村上祭の屋台行事で使用する屋台、傘鉾、荒馬及び道具類の適切な保存及び修理に関し必要な事項を調査、審議するため、条例制定するものである。条例の概要といたしては、委員会の名称は村上祭保存修理委員会として、村上祭で使用する屋台等の保存修理計画に基づく保存修理事業の実施に関する事などを委員会の所掌事務としている。委員会の構成は6人以内とし、学識経験者、関係団体等から教育委員会が委嘱、任期は2年間としている。そのほか委員長、副委員長の選任、会議の招集、議決の方法、部会の設置など委員会の運営に関し必要な事項を定めている。条例の施行日は、令和2年4月1日である。以上、よろしくお願いいたします。

（質疑）

小杉 和也 総務文教常任委員会で文化財指定になっている日田に視察に行ってみただけでも、文化財指定を受けたところというのは、みんなこういう条例を持っているという理解でよろしいか。

生涯学習課長 文化行政推進室の係長に答弁いたさせる。

文化行政推進室係長 お答えいたします。全ての国指定を有する自治体を持っているというものではないようだ。設置条例を持っているところと持っていないところのちょっと明確なその理由はわからないのだが、全てではないということを申し上げる。

小杉 和也 この条例をつくり込むときに、既に設置されているような自治体を参考にしたということはあるか。

文化行政推進室係長 全国の自治体の中で同じような条例を設置しているところを参考に今回の条例を策定いたしました。

小杉 和也 今回の場合、組織は6名以内だよね。その6名以内の根拠は。

文化行政推進室係長 まず、分野としては民俗学だ。その他、建築、そして漆工、あとは染織、その他は地元の保存団体の方ということで、その合計が6名以内というふうにしてある。

高田 晃 この委員会設置の意義よく理解できるし、大事なことかなというふうには思うが、これは当然村上祭の屋台行事ということで限定しているのだよね。

文化行政推進室係長 この条例案については、国指定を受けた村上祭に限定したものである。

高田 晃 これも要望だけれども、市内に村上祭については重要文化財の指定を受けたということでもいいのだが、ほかの岩船大祭あるいは瀬波大祭、この地区でもやっぱり保存会のようなものがあるので、ぜひその辺のノウハウを、村上祭だけということではなくて、市内の他の保存会にも共有しながら、保存修景に努めていただきたいというふうに要望しておく。

小杉 和也 今で関連して、他の地区の方がオブザーバー的にこの委員会の傍聴みたいな形というのもできるという理解でいいか。

文化行政推進室係長 特に公開、非公開の区別は設けていないので、それは委員会の中の協議の中で可能だと判断されれば、それも可能なのかなと思っている。

小杉 和也 今高田委員が言われたように、ぜひ開催するから来いという感じではなくて、開催するので、ぜひいらしてくれみたいな案内を流すとか、そんなふうな形がいいと思うのだけれども、いかがか。

文化行政推進室係長 ほかの全国の自治体の開催状況を見ても、やはり地元の方が参加をして意見を述べているという例が多く見られるので、こういう形でやっていければいいのかなというふうに考えている。

小杉 和也 だから、オブザーバー的な参加も可能なのかというのは。

文化行政推進室係長 オブザーバー的に参加しているところもたしかあったと記憶している、ちょっとはっきり申し上げられないのだけれども。その中で、必要に応じて参加できるというふうに解釈をしている。そういうふうに考えている。

小杉 和也 委員会の中で、そんなふうな形の提案もしたらどうかなと思うけれども、課長どうか。

生涯学習課長 ただいまの小杉委員のおっしゃるとおり、情報共有、それからいろんな形でその瀬波祭、岩船大祭等々も同様の形で保存活用していく必要があるというふうに考えているので、委員おっしゃるとおりの形でできるだけ情報公開はしていきたいというふうに考えている。

嵩岡 輝夫 村上の屋台は、私の記憶だと33団体が所有されていると聞いているけれども、そういう方たちの団体を代表して6人の中に入っているというふうなことでよろしいのか。もう少し数をふやして、33団体あれば10団体ぐらい参加してもらおうとか、そういうことは難しいのだろうか。

文化行政推進室係長 現在想定をしているのは、村上祭の屋台を所有する19町内で、そのメンバーで組織される村上祭保存会という団体があるのだが、その中から代表としてこの委員会に入ってくださいという形を考えている。

- 高岡 輝夫 済みません、今19団体ということでおっしゃっていただいて、この方たちが一番やはり現場で保存修理に本当に苦勞されている。私余り知らない、お祭りのことは。それでも、10万円の修理費しかもらっていないというようなことを聞いていて、これでは保存も修理もできないのではないかなというふうな懸念を持っていて、そういう方たちも、もう少したくさんの方も、保存会の代表ではなくて、こういう方たちも6人の中に含めた、現場を一番知っている方たちだと思うので、保存会の代表ではなくて、そういうそれぞれの団体の方たちもう少し取り入れるというのは失礼だけれども、参加していただいた、そういう委員会をつくられたらいいかなと思うが、ご意見をいただきたいと思う。
- 生涯学習課長 村上祭そのものについては、今まで保存委員会という組織が存在していて、その中にも修理委員会というのがある。その中で、屋台等の修理、いろんな計画を立てたり、実施についてのお話し合いはされているので、その組織自体は今後も引き続き残っていくわけなので、その組織を代表して、この修理委員会のほうには代表者として参画いただくということであるので、当然全体の意見集約したものがこの委員会のほうにまた上がってきて整理、集約されるという認識であるので、あくまでもこちらのほうの修理委員会のほうについては、代表者の方に委員に着任いただくというような計画している。
- 小杉 和也 この19日に議決されれば、すぐにその委員の任命みたいな形に動くのか、それとも内々に打診みたいなのはあるのか、その辺はどうか。
- 生涯学習課長 委員の方々については、先ほど申し上げたように専門職の方であるので、一応内々に打診はしている。こちらのほう議決をいただいた後、正式な委嘱のほうの作業に入らせていただいて、一応今現在の予定であるが、年明け、夏前までには1回目の修理委員会を開催したいというような計画でいる。
- 小杉 和也 任命は、では4月1日までにするということでもいいよね。
- 生涯学習課長 4月に入ってから早々に委嘱の予定だ。
- 小杉 武仁 この保存会との、本条例に関していろいろ協議も進めてきたと思うが、何度ぐらい開催されたか教えていただいてもいいか。
- 文化行政推進室係長 正確な数字はちょっと記憶が定かではないのだが、断続的に事務局とお話をして、少なくとも2回、3回以上というふうなことで話をしている状況である。
- 小杉 武仁 実はこの定例会初日以前に、その保存会側からこの条例を今議会で上程するという情報が出たことを承知していらっしゃるか。要は、そちらで今定例会初日に市長側から上程される前に、こういう議案を上程するのだということが広まってしまったというのはご存じか。課長でもいい。
- 生涯学習課長 済みません、ちょっとこちらのほうにはそういうお話というのは届いていない。
- 小杉 武仁 実は、ソーシャルネットワークサービスのほうでこの議案に関して載っていたのだけれども、これはその議案に関しての取り扱いについては、非常にやっぱり注意していただきたいというのは定例会初日、私たちも資料見ていない以前だ、それ出ているのは。それをここで議論しなければならないはずなのに、そこで出てしまって市民の方がどういうことを考えておられるか、私のところに来るわけだ。その取り扱いについて定例会初日、それも私たち資料いただく前に出ているというのは、非常に問題あると思わないか。副市長、どうか。
- 副市長 今お話しされたことが事実であれば、これは大変ゆゆしきことだというふうに思う。資料、ましてや議案の取り扱いについては十分注意をいたして、今後このようなこ

とがないように努めていきたいというふうに思う。大変申しわけなかった。

小杉 武仁 後で個別に伺うが、指導を徹底していただきたいと思うし、非常に重要な議案となってくる、これは。村上の19町内においても、期待される方も多いただろう、恐らく。その期待にちゃんと報いるような形で議事を進めていただきたいと思うので、よろしく願いいたす。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16 議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

生涯学習課長 それでは、議第29号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から村上市会計年度任用職員制度が運用されることに伴い所要の改正を行う必要があることから、条例の一部を改正するものである。改正の概要といたしては、第5条で公民館長の任用形態、任期等について定めていたが、会計年度任用職員制度導入により、非常勤特別職の任用が明確化、厳格化され、現在の地区公民館長については非常勤特別職に当たらないと国、県から示されたため、第5条から地区公民館長の任用に係る第2項から第5項の条文を削除するものである。それから、第7条、報酬及び費用弁償の条文においても、同様の趣旨から非常勤の館長及びの文言を削除するものである。新制度移行後、これまでの地区公民館長については、地区公民館事業の運営に協力を行う公民館運営協力員の委員長としてその職に当たっていただくこととしている。これまで地区公民館長が担ってきた長寿大学の学長職であるとか、各種講座等の責任者という公民館事業における役割など、実務的にはこれまでと変わるものではない。なお、行政組織上地区公民館長を置くことになっているので、地区公民館の責任者としては、地区教育事務所の所長が兼務することで整合を図ることとしている。条例の施行日は、令和2年4月1日である。以上、よろしく願いいたす。

（質 疑）

鈴木 好彦 今までの館長という名称については、今後どのような形でなるのか。

生涯学習課長 今ほど申し上げたように、地区公民館長については、各地区の教育事務所長が兼務するという形になる。今まで地区館長さんについては、運営委員長というような名称で変えさせていただくので、それぞれの公民館の今ほど申し上げた各種事業等々の責任者としては、運営委員長という形で当たっていただくことになる。

高田 晃 私も、それちょっと聞こうと思ったのだけれども、今の課長の説明でまたちょっとよくわからなくなったのだが、いわゆる公民館長については、各教育事務所の所長が兼務すると。そして、今までの地区公民館長は、運営協議会の委員長になるということなのだが、これは会計年度任用職員の制度、全国的にこの制度4月から始まるのだが、この公民館長の取り扱いについては、ほかの市町村も同じような感じか。

生涯学習課長 全部の自治体の情報を持ち得てはいないのだが、先般下越地区の公民館長会議があって、その際情報交換させていただいたところによると、実際まちまちであった。

私どものほうと同様な形で運用する自治体も半分ぐらいあるし、そのままの形でとりあえず当面動くというような自治体もあるので、その辺の判断については、まちまちな状況だということである。

高田 晃

多分私も全国の状況わからないのだけれども、上位法の関係、いわゆる公民館法とか社会教育法とか、その関係でやはり中央公民館長は課長が兼務するというふうになっているのは、これはいたし方ないのかなと思うのだけれども、地区公民館長が今まで民間の方々、それも学識経験を有する人がなっていた。それをいわゆる制度の変更によって、公民館長が運営協議会の委員長というふうにくらげえるような形になるので、存在がなくなるわけではないのだが、本来の公民館長としての役割がいかげなものかなという、そういう部分心配しているので、その辺ちょっと支障のないように制度の切りかえをお願いしたいと思う。

生涯学習課長

私どもも、その点については心配している。地域の皆様方には地区公民館長ということでなれ親しんできた部分ある。それが今度運営委員長というふうな名称に変わるので、丁寧に地域の皆さんにも説明申し上げるとともに、今後発行される広報紙というか、公民館から発する文書等については、地区運営委員長の名称で発することになるかと思うので、そういうところから徐々に皆さんのほうにもご理解いただくように丁寧に進めていきたいと考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第17

議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長

それでは、議第30号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から村上市会計年度任用職員制度が運用されることに伴い所要の改正を行う必要があること、及び青少年健全育成センター運営協議会の会議の運営を明確にすることを目的に条例の一部を改正するものである。改正の概要といたしては、第4条の運営協議会の規定であるが、第2項で委員については村上市青少年問題協議会の委員を充てることとしているが、委員の任期、会長、副会長など会の運営に係る条文がなかったことから、今回第3項として会の運営の条文を追加するものである。また、第6条では見出しを職員から職員等に改め、これまで非常勤特別職としていた育成委員については、会計年度任用職員制度運用に伴い非常勤特別職に該当しないことから、職員等として第2項に育成委員の条文を追加するものである。第7条、8条、9条及び10条の変更する各条文についても、育成委員が非常勤特別職でなくなることに伴い所要の条文変更を行うものである。附則第2条については、会計年度任用職員制度導入に伴い、指導員の任期が1年になることに対応するため追加した不足であるため、今回削除をするものである。条例の施行日は、令和2年4月1日からである。以上、よろしく願いいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。
（午前10時40分）